

喪失		◆雇用保険被保険者の資格喪失手続き依頼書			
		届出日: 令和 年 月 日			
事業所の名称				担当者:	
事業所連絡先		TEL:			
被 保 険 者	フリガナ			性 別	生 年 月 日
	氏 名			1.男 2.女	S. H. 年 月 日
	住 所	〒 - 市			
	電話番号	- -			
	離職票の発行	1. 必要 2. 不要 (※離職者が59歳以上の場合は必ず発行が必要です)			
	賃金支払形態	1.月給 2.週給 3.日給 4.時給 5.その他			
	賃金締日	毎月 日	賃金支払日	当月・翌月	日
	未払賃金の有無	1. 有 2. 無 (※ありの場合は支払後、商工会までご連絡ください)			
	雇用形態	1.日雇 2.パート 3.季節 4.正社員・その他()			
	離職理由	イ. 解雇(予告あり・予告なし) ロ. 倒産による退職 ハ. 契約期間満了 ニ. 事業主の勧奨退職 ホ. 定年(歳) ヘ. 定年(歳)後の再雇用等の満了 ト. 自己都合退職 チ. その他() 具体的な事情:			
1週間の所定労働時間		時間 分			
資格喪失(退職)の年月日		令和 年 月 日			
添付書類 ※詳細は裏面をご確認ください		☐ 労働者名簿の写し ☐ 【離職票の発行が必要な場合】出勤簿(タイムカード)の写し(離職日以前12~14か月分) ☐ 【離職票の発行が必要な場合】賃金台帳の写し(離職日以前12~14か月分) ☐ 【自己都合退職の場合】退職願の写し ☐ 【外国人労働者の場合】在留カードの写し			
備 考					

《お問い合わせ・書類の提出先》

藤田・興除地区 (藤田支所)	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131 TEL:086-296-2225 FAX:086-296-2250
妹尾・福田地区 (妹尾支所)	〒701-0205 岡山市南区妹尾1759-2 TEL:086-282-0011 FAX:086-282-6420
灘崎・東児地区 (灘崎支所)	〒709-1215 岡山市南区片岡837-7 TEL:086-362-0321 FAX:086-362-0327

雇用保険被保険者資格喪失手続きは以下の場合にも必要です！

- ①被保険者資格の要件(所定労働時間が週20時間以上かつ31日以上雇用される見込)を満たさなくなった場合
- ②被保険者が法人の役員に就任したとき(兼務役員として認められた場合を除く)
- ③従業員として取り扱われた兼務役員が従業員としての身分を失ったとき
- ④他の事業所へ出向したとき
- ⑤被保険者が死亡したとき

添付資料について

《雇用保険被保険者資格喪失届のみの場合…被保険者が離職票の交付を希望しないとき》

1. 労働者名簿の写し

《雇用保険被保険者離職証明書を作成する場合》

※離職者が59歳以上の場合は、本人が希望するしないにかかわらず必ず離職票の交付が必要です

1. 過去1年間の出勤簿、賃金台帳の写し

☆退職日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある人が失業給付を受ける事ができます。

☆ただし、特定受給資格者に該当する場合には、離職日以前1年間に通算して被保険者期間が6ヶ月以上で受給資格が生じます。

☆また、一定の理由(妊娠、出産、育児、疾病、負傷)により引き続き30日以上職業に就くことができなかった場合、その期間の証明等をもって算定対象期間を延長できます。

2. 退職願の写し(離職者より提出がある場合)
3. 離職理由が解雇等の場合は、解雇予告書等の写し
4. 離職理由が契約期間の満了に伴う離職の場合は、最後に取り交した雇用契約書の写し
5. 退職理由に該当する就業規則の条項の写し

※ その他、退職の理由により追加で資料のご提出を求める場合がございます。ご了承ください。

※ 雇用保険被保険者資格喪失届のみの作成完了後も、離職票の交付を行うことが可能です。離職者から作成依頼を受けた場合には商工会までお問合せください。

※ 離職票等の雇用保険関係帳票を商工会から直接離職者・従業員へ送付はいたしかねます。ご了承くださいますようお願いいたします。